

## 第37回「知的障がい者等に対する金融教育支援員セミナー」開催

平成30年9月21日（金）、ゆうちょ財団主催の「第37回 知的障がい者等に対する金融教育支援員セミナー」が、京都市の「京都社会福祉会館」を会場に開催されました。

本日のテーマは「障害のある人の『親なきあと』お金の残し方と管理の仕組み」で、講師は「親なきあと相談室」主宰／行政書士・社会保険労務士の渡部伸氏が務められました。

講座の冒頭で講師は、障がい者を巡る法制度には多くの情報があり、例えば成年後見制度などは多くの書物があり、専門的な情報があるが、これらをすべて知る必要はなく、親や支援者が知っておいた方がいい知識・情報を選択することが必要であると話しました。

最近の障害年金を巡る審査・判定については、年金の受給に一定の期間を設ける有期年金が増えており、中には1年ごとの審査もあるとのこと、有期年金更新時の注意として、できるだけ診断書の内容を変えない、就労している場合は職場の意見書も有効であることをアドバイスしました。

また、相続争いはお金持ち特有のものであり、ほとんどの人は関係ないという認識を持っている人も少なからずありますが、家庭裁判所の調停に持ち込まれた財産額は1,000万円以下が4分の1であり、5,000万円以下を含めると4分の3にも上るとのこと、遺言書作成の必要性について触れました。障がいのある子の場合、どの財産を、どのように分割するかが重要で、そのために遺言書が大切であることを説明しました。

最近の傾向として、信託の話題が上りました。数年前までは信託の話をしてほとんど関心がありませんでしたが、ここ数年は信託商品も多様化し、多くの金融機関・会社が信託商品を扱うようになったことで、信託の話に興味・関心が集まっているとのこと。このことは、保険商品を含めて、障がいのある人本人にお金を残す方法・選択肢が増えていることであり、良いことだと話していました。

参加者からは、「多くの事例を交えて話してもらえたので大変分かりやすく、おもしろかった」「メリハリをつけて楽しい雰囲気の中でのお話で、最後も明るく締めさせていただき前向きな気持ちになった」等々のご意見・感想を多数いただきました。



次回は平成30年10月30日（火）、東京都内で開催します。多くの皆さんの参加をお待ちしています。